

Ⅳ－Ⅲ

災害救助等にかかる事例報告③

台風第 9 号災害の経験

岡山県

平成21年台風第9号による災害救助法の適用について

平成21年8月9日から10日にかけての台風第9号による水害で、美作市を中心に、死者1名、重傷者2名、軽傷者2名をはじめ、住家の全壊13棟、半壊114棟（うち大規模半壊23棟）、床上・床下浸水500棟以上の大きな被害が発生した。

1 人的・住家被害の状況

(1) 人的被害

市町村名	死 者	重傷者	軽傷者
美 作 市	1名	2名	2名

(2) 住家被害

※	市町村名	全 壊	半 壊		床上浸水	床下浸水
			大規模半壊	半 壊		
	美 作 市	13棟	23棟	91棟	204棟	304棟
	備 前 市					4棟
	勝 央 町					2棟
	奈 義 町					2棟
	計	13棟	23棟	114棟 91棟	204棟	312棟

※災害救助法適用

2 避難の状況

区 分	市町村名	地 区 名	対象世帯数	対象人数
避難指示	美作市	田原地区	1世帯	1名
	美作市	竹田地区	3世帯	8名
	計		4世帯	9名
避難勧告	美作市	林野地区	224世帯	476名

3 ライフラインの状況

区 分	被 害 状 況	
水 道	断 水 世 帯	旧美作町地域で381世帯が断水、8月10日仮復旧 旧作東町地域で1,599世帯が断水、8月15日仮復旧
	給 水 応 援 ※	自衛隊、岡山市、倉敷市、津山市、総社市、高梁市 新見市、勝央町、奈義町、吉備中央町

※日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱による応援。

4 災害救助法の適用

平成21年台風第9号による被害により美作市において住家に多数の被害が生じたことから、災害救助法の適用を決定した。(1号基準：60世帯)

(1) 救助内容

【救助費総額 12,279,377円 (県負担：6,139,689円)】

区 分	救助の内訳	特別基準	救 助 費	
			員数(人)	支出額(円)
避難所の設置	既存建物 (保育所、公民館、 学校他)	期間の延長	2,096	0
炊き出しその他 食品の給与	パン、おにぎり、弁当、 クラッカー他	期間の延長 限度額の引上げ	1,029	1,973,932
飲料水の供給	給水タンク積載車両、水袋	期間の延長	12,176	2,322,971
被服、寝具その他	布団、枕、収納ケース他	—	331	2,952,351
生活必需品の給与	被害 全 壊	期間の延長	13	175,551
又は貸与	状況 半壊等	限度額の引上げ	318	2,776,800
学用品の給与	教科書、文房具他	—	18	75,516
	内 小学校	期間の延長	8	48,306
	中学校	限度額の引上げ	8	18,845
	高 校		2	8,365
障害物の除去	住宅内に流入した土砂の 搬出作業	期間の延長 限度額の引上げ	9	3,838,300
事務費	救助事務に要した費用	—	—	1,116,307
総 額	—			12,279,377

(2) 特別基準の概要

救助の種目	一般基準	特別基準	設定理由
避難所の設 置	7日間 (8/9～8/15)	9日間 (8/9～8/17)	避難指示発令中の竹田地区の世帯について避難が必要だったため。
炊き出し その他食品 の給与	7日間 (8/9～8/15)	9日間 (8/9～8/17)	避難指示発令中の竹田地区の世帯について食品の給与が必要だったため。
	1人当たり 1,010円/延人日	1人当たり 1,919円/延人日	調理済みの弁当類などを購入したため。
飲料水の給 供	7日間 (8/9～8/15)	10日間 (8/9～8/18)	上水道水源が水に浸かり、飲料水の供給が再開するまで時間を要したため。
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	10日間 (8/9～8/18)	20日間 (8/9～8/28)	被災地域内の商店が被災し、各被災世帯の自家用車も水没したために、生活必需品の調達が困難な状況であったため。
	全壊1世帯当たり 17,500円	全壊1世帯当たり 29,528円	
	半壊1人世帯1世帯 当たり5,700円	半壊1世帯当たり 6,000円	
	半壊2人世帯1世帯 当たり7,700円	半壊1世帯当たり 8,400円	
学用品の 給与	15日間 (8/9～8/23)	23日間 (8/9～8/31)	被災地域内にある学用品販売店が被災し、体操服など指定用品が期間内に納入できなかったため。
	小学校児童1人 当たり4,100円	小学校児童1人 当たり4,400円	
障害物の 除去	10日間 (8/9～8/18)	27日間 (8/9～9/4)	土砂崩れにより、住家に土砂が流入し、住家内の土砂とともに裏山の土砂を除去する必要があったため。
	1世帯当たり 137,500円	1世帯当たり 426,478円	

5 弔慰金等給付状況

制度の名称	災害弔慰金 (国制度)	死亡弔慰金 (県制度)	災害見舞金 (県制度)
対 象	1 件 (生計維持者以外)	1 件	1 3 件
支 出 額	2, 5 0 0 千円 (内訳) 国庫負担額 1, 2 5 0 千円 県及び市負担額 各 6 2 5 千円	1 0 0 千円 (内訳) @ 1 0 0 千円 県負担	6 5 0 千円 (内訳) @ 5 0 千円 県負担

6 その他

(1) 危機管理セクションとの連携

(2) 市町村との連携

(3) ノウハウの蓄積